

統一教会問題は解決したのか

紀藤 正樹

弁護士・リンク総合法律事務所所長

解散命令の請求

2013年10月13日、文部科学省は、世界基督教統一神霊協会(現・世界平和統一家庭連合、以下「統一教会」)に対する解散命令の請求を行った。

請求前日の12日、盛山正仁文部科学大臣は、臨時記者会見の席で、解散命令の請求の理由について、概要、次のとおりの説明を行った¹。

「統一教会は遅くとも昭和55年頃から、長期間にわたり、継続的にその信者が、多数の方々に対し、相手方の自由な意思決定に制限を加え、相手方の正常な判断が妨げられる状態で、献金や物品の購入をさせ、多くの方々に、多額の損害を被らせ、親族を含む多くの方々の生活の平穩を害する行為を行いました。被害の規模という点で申し上げますと、不法行為として、統一教会に対する損害賠償請求を認容する民事判決は、文化庁において把握した限りでは、32件であり、一審で請求が認容されるなどした被害者の総数は169人。認容等された総額は約22億円。1人当たりの平均金額は

約1320万円に及びます。これに訴訟上の和解、訴訟外の示談を加えると、全体として約1550人につき、解決金等の総額は約204億円、1人当たりの平均額は約1310万円に登ります。さらに言えば、被害はその金額が示すものにとどまりません。人により様々ではありますが、献金のために、保険金や退職金など将来の貯えを費消してしまい、あるいは家族に無断で貯金を使ってしまうなど、家族を含めた経済状態を悪化させ、将来の生活に悪影響を及ぼし、また献金しなければならないとの不安に陥ったり、家族関係が悪化するなど、本人や親族に与えた精神的な損害も、相当甚大であると考えられます。このような統一教会の行為は、民法の不法行為に該当し、その被害も甚大であることを踏まえ、宗教法人法第81条第1項第1号に定める解散命令事由に該当すると認めました。また宗教法人が公益法人である理由は、宗教活動によって、不特定者に精神的安定等を与えて、社会に貢献すると期待されていることにあります。ところが統一教会の行為は財産的利得を目的として、献金の獲得や物品判断にあたり、多くの方々に不安や困惑に落とし入れ、その親族を含む多くの方々に財産的・精神的犠牲を余儀なくさせて、その生活の平穩を害するものでした。従ってこれらの行為は、宗教法人の目的を著しく逸脱するものであり、宗教法人法第81条第1項第2号前段に定める解散命令事由にも該当すると認めました。そしてこれらの献金勧誘行為等は、統一教会の業務ないし活動として行ったもので

きとう まさき

大阪大学法学部大学院博士前期課程(憲法専攻)修了。
法学修士。弁護士、リンク総合法律事務所所長。
著書に『決定版 マインドコントロール』(アスコム、2017年)、『カルト宗教』(アスコム、2022年)、『議論の極意』(SBクリエイティブ2023)など。

あり、統一教会の行為と評価できるものです。これらの理由に基づきまして冒頭申し上げたとおり、統一教会は、文化庁が収集し、精査した事実によれば、宗教法人法第81条第1項第1号及び第2号前段に定める解散命令事由に該当することから、所轄庁として解散命令請求を行うことと判断したものでございます。」

とはいえ、解散命令請求までの道のりは決して平坦ではなかった。昨年7月8日、参議院選挙の街頭演説中に安倍晋三元首相が銃撃されるという、世界を震撼させる事件が発生した。犯行動機に統一教会への恨みがあり被告人がいわゆる「宗教2世」であることが明らかとなった。その後、事件の背景となった靈感商法や高額献金、家族の被害などの実態が次々と明らかとなり、さらには、政治への浸透、民主主義の在り方、国の形の問題にまで発展し、日本社会に大きな波紋を呼ぶ事態となった。昨年12月の臨時国会では、消費者契約法の改正、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（不当寄附勧誘防止法）が成立した。また厚生労働省は、昨年12月27日、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」を公表した²。

このように、行政側の対応は、旧ピッチに進んだように見えるが、前者の新法だけでは、現役の信者が被害を訴えるとは考えにくいことから抜本的に被害を救済することは難しく、被害者が声をあげなくても問題状況を是正できる勧告・命令などの行政処分が期待されるが、いまだに消費者庁の動きは見えてこない。後者のQ&Aも、実際に運用するのは所轄の地方自治体の児童相談所であるが、相手は虐待親を指導するカルト的団体の教祖や幹部。所轄を越えて虐待の背景にある第三者への調査が不可欠だが、全国的に活動する団体への調査を自治体の権限だけでは行うのは明らかに無理がある。そのため国の調査と処分を可能とする「第三者児童虐待防止法」を新たに制定することが必要だが、現時点で国の動きは鈍いのが実情である³。

安倍元首相銃撃事件の被告人は、精神鑑定のための半年近くの鑑定留置を経て、本年1月10

日、殺人と銃刀法違反の罪で起訴され、今後は、裁判員による公開法廷で審理されることになる。事件の背景となった統一教会の問題が明らかになることが期待されるが、他方、解散命令請求の審理は非公開である。また決定までの間に、統一教会がその資産を流出させ、被害者への十分な救済がかなわないのではないかという懸念が生じている。そのため本年10月20日から始まった臨時国会では、財産保全のための法律の制定が議論されているが、「信教の自由」への配慮が、議員の一部から強く指摘される事態が生じている。

なぜ長年、統一教会問題が放置されたのか

そもそも女優の桜田淳子氏が統一教会の合同結婚式に参加したのは1992年。この時期に、統一教会問題は大きく報道されたにもかかわらず、この間、なぜ被害を根絶できなかったのか。この「空白の30年」は宗教2世の30年に重なる。容疑者の犯行時の年齢は41歳。テレビ等でインタビューに答える宗教2世の多くも20代から50代。宗教2世の被害者らにとっては「空白の30年」は悲劇的である。日本は1995年にオウム真理教による地下鉄サリン事件を経験した。約30年の間にカルト的宗教団体に関する大事件が2回も起きた国は世界に例がない。対し、1995年の10月には、米上院議会は議会報告書を作成し、フランスも、同年12月に国民議会報告書をまとめ、2001年には反セクト法を成立させた。

ところが当事国の日本は、地下鉄サリン事件が起きた後も、事件がなぜ起きたのかの検証すら国会で総括せず、カルト問題に対する抜本的な対策を講じずに現在に至った。福島原発事故では、政府事故調も国会事故調も設置され詳細な報告書が作成され、その後に活かされているのとは大きな違いがある。

私は、オウム真理教事件も含めて戦後日本のカルト問題は、行政の統一教会への対応の誤りを抜きにして語ることはできないと考えている。統一教

会は、いわゆる靈感商法による違法な資金集め、伝道目的であることを隠してビデオセンター等に誘い込んで行う詐欺的伝道、いわゆる合同結婚式など、さまざまな社会問題を起こしてきた団体である。このため多数の訴訟を通じて、靈感商法等の資金獲得活動、信者獲得のための伝道活動という宗教法人としての活動の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘という統一教会に固有の宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁判所において違法性を認められた⁴前例のない宗教法人となっている。このような宗教団体は、諸外国においても例がなく、統一教会は、これら違法性を認める最高裁判所判決が出された後も、その体質を改めない。統一教会の被害は続いており、その遵法意識の著しい欠如から、もはや違法集団と呼んでもよい宗教法人である。民事裁判が相次いだ理由は、国や行政の怠慢により、統一教会の活動が野放しにされてきたからにほかならない。この種の団体は、オウム真理教に限らず、通常は、刑事摘発により、その団体の活動は停止ないし停滞していく。ところが統一教会では刑事摘発がなされず、民間レベルでしか解決が図れなかった。

全国靈感商法対策弁護士連絡会は1987年5月に結成された。以来、連絡会への相談は、2022年までの約35年で件数約3万4000件、総額は1200億円を超える⁵。もちろんこれは相談だけの数字だから、実際の被害は、その数十倍にものぼる可能性がある。被害総額は優に1兆円を超える規模と推定される。我が国史上最大の消費者被害とされる安愚楽牧場被害は被害者数7万3000人、被害総額4200億円であった⁶が、はるかにしのぐ規模である。被害者の周りには当然、家族や親族がいる。家族の被害も含めれば、統一教会が生み出した被害者の数は、相談件数から見て、優に数10万人に及ぶと推定される。

1980年代から始まる国による統一教会への迫及の甘さは、「統一教会の活動が許されるなら、うちも許される」という甘えを日本社会に蔓延させ、オウム真理教を野放しにし、地下鉄サリン事件まで引き起こしてしまった。オウム真理教だけでなく、こ

の間に摘発された宗教法人^{みょうかくじ}明覚寺(1995年に詐欺で摘発、その後解散命令)、宗教法人法^{ほうのほなさんぼうぎょう}の華三法行(1999年に詐欺で摘発、その後破産)も、正体を隠した統一教会の伝道や経済活動の手口を模倣していた。

韓国では、統一教会は、1950年代に文鮮明を二度にわたり逮捕するなどした関係で、その後は法規範や社会規範を逸脱する活動がしにくくなり、60年代以降は、その金集めの中心を日本と欧米に求めた。そのため日本でも欧米でも、まず経済活動の担い手である信者獲得のための強引な伝道手法が家族との軋轢を引き起こし、1970年代は「親泣かせ原理運動」などの家族問題へと発展していく。しかし欧米では、1980年代以降、統一教会を脱税などの罪で摘発する対応を取り、事実上活動がしにくくなった。ひるがえって、日本だけが現在まで統一教会に対する抜本的な対策を取らずにきた。この間、欧米では、教義の是非に立ち入ることなく、カルト的団体が引き起こす現象に着目し、当該現象を法律で厳正に対処していけば、信教の自由の問題とはならず、カルトを減らし被害者を減らすことができるという考え方にほぼ落ち着いている。ところが、日本はカルト現象に対してすら、信教の自由で思考停止してしまい、法を厳正に適用してこなかった。

行政だけでなく学者にも責任がある。憲法学者は、信教の自由の限界論についての考察を怠ってきた。表現の自由であれば、国民の多くは、名誉毀損やプライバシーなど、表現の自由に限界があることを理解する。信教の自由の限界はどうか。現時点でも線引きが曖昧だと批判される始末である。正体を隠した伝道は対象者の内心の信教の自由を侵害する。個人の自由を侵害するカルト的団体を、信教の自由を理由に守るのは本末転倒である。信教の自由の限界論は、統一教会をめぐる裁判では以前から議論されてきたが、学界は無視してきた。その純感さが、行政官や政府の感覚に影響を与えたという点は見逃せない。そのことが今また財産保全のための法律制定の議論で「信教の自由」への配慮が、あらためて一部の議員から強く指摘される背

景にあるのではないか。解散命令請求を既に受けた宗教法人というきわめて限定された状況下での財産保全の議論にもかかわらず、信教の自由で思考停止することは残念であり、国会では超党派で実効性ある「財産保全法」を制定すべきである。

この点、統一教会を通常の宗教団体のような理解で見るとは誤っている。統一教会は反社会的な団体である。反社会性を拭う努力もせず、相変わらず嘘を平気でつき、反省がない。政治とのつながりは、一般の宗教と政治のあり方の問題と見るべきではなく、反社会的な団体と政治のあり方の問題と整理すべきである。また統一教会は韓国の極右反日勢力とも評価できる団体である。他国勢力の政治への浸透問題は、仮に統一教会の反社会性が認められない場合でも問題になり得る別の次元の問題というべきである。前者では、政治資金規正法の改正や公職選挙法の改正問題が、後者では、米国やフランスにはあるロビイスト規制法、すなわちロビイストとして活動するためには、政府に登録する仕組みも必要となる。日本にはロビイストを規制する法律がまだない。

いまだ答えを見いだせていない日本

このように現在でもなお、テロ対策も含むカルト

に対する国の向き合い方、宗教法人法の改正を含む宗教行政の見直し、宗教法人課税の在り方、海外宛の献金・送金の問題(統一教会の場合、特に韓国への金銭移動⁷⁾)など、国の形として、抜本的なカルト対策が急務であるものが残されている。なぜ事件が起きたのか、どうすればサリン事件や統一教会被害が二度と起きないようにできるのかという問いに日本はいまだ答えを見い出せていないのが現状である。■

《注》

- 1 文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00420.html
- 2 厚生労働省「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」https://www.mhlw.go.jp/content/221227_02.pdf
- 3 2世問題への対策については、拙稿『宗教2世問題の解決への課題―法律家から見た視点』(塚田、鈴木、藤倉編『だから知ってほしい「宗教2世」問題』所収 2023, 151頁)
- 4 全国霊感商法対策弁護士連絡会 https://www.stopreikan.com/minji_gaiyo.html
- 5 全国霊感商法対策弁護士連絡会 https://www.stopreikan.com/madoguchi_higai2.htm
- 6 全国安愚楽牧場被害対策弁護団 <http://agurahigai.a.la9.jp/victimscale.html>
- 7 マネーロンダリングの問題については、拙著『21世紀の宗教法人法』(朝日新聞社 1995,43頁)。

